

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発行</b> 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	<b>発行日</b> 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示		ページ
◎高知県立療育福祉センターの使用料等の現金領収証書の様式の定め及び告示の廃止	(障害保健福祉課)	1
○保安林の解除予定の通知（2件）	(治山林道課)	6
○保安林の解除の予定	( " )	6
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（4件）	( " )	6
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示	( " )	6
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示	( " )	7
公 告		
○開発行為に関する工事の完了落札公告	(都市計画課)	7
○落札者等の公告	(教育委員会事務局新図書館整備課)	7

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第705号**

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第39条第2項において準用する同条第1項の規定により、高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第3号）第4条第1項及び第4項並びに第5条の規定による使用料及び手数料その他費用の現金領収証書の様子を次のとおり定め、平成29年1月1日から施行し、平成21年9月高知県告示第595号（高知県立療育福祉センターの使用料等の現金領収証書の様式の定め及び告示の廃止）は、平成28年12月31日限り廃止する。

平成28年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

その1（領収証書原符）

No. _____		診療費等領収証書（原符）	_____年度
入院	外来	患者ID	患者氏名
受診科			
請求期間		_____年 月 日～	_____年 月 日
費用区分			
公費区分			

  

保険		保険	
初・再診料	点	負担割合	割
入院料等	点	診療費負担金 ①	円
医学管理料等	点	食事療養費負担金 ②	円
在宅医療料	点	保険外負担	
検査料	点	文書料	円
画像診断料	点	一般健診料	円
投薬料	点	予防接種料	円
注射料	点	その他	円
リハビリテーション料	点	消費税	円
精神科専門療法料	点	小計 ③	円
処置料	点	前回未納額 ④	
手術料	点	請求金額	円
麻酔料	点	(①+②+③+④)	円
歯冠修復及び欠損補綴料	点	領収金額	円
歯科矯正料	点		
その他	点		
保険点数合計	点		

  

\_\_\_\_\_年 月 日領収

その 1 (領収証書)

No. _____		診療費等領収証書		_____ 年度
発行日		年 月 日		
入院	外来	患者 I D	患者氏名	様
受診科	_____			
請求期間	年 月 日～ 年 月 日			
費用区分	_____			
公費区分	_____			

保険		保険	
初・再診料	点	負担割合	割
入院料等	点	診療費負担金 ①	円
医学管理料等	点	食事療養費負担金 ②	円
在宅医療料	点	保険外負担	
検査料	点	文書料	円
画像診断料	点	一般健診料	円
投薬料	点	予防接種料	円
注射料	点	その他	円
リハビリテーション料	点	消費税	円
精神科専門療法料	点	小計 ③	円
処置料	点	前回未納額 ④	
手術料	点	請求金額	円
麻酔料	点	(①+②+③+④)	円
歯冠修復及び欠損補綴料	点	領収金額	円
歯科矯正料	点		
その他	点		
保険点数合計	点		

上記のとおり領収しました。

年 月 日

高知県立療育福祉センター 出納員 (現金取扱員) 印

\*領収証書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。  
\*保険証、住所等に変更があった場合は、必ず受付へお申し出ください。

その 1 (領収済通知書)

No. _____		診療費等領収済通知書		_____ 年度
発行日		一般会計 款 ( )	年 月 日	
入院	外来	患者 I D	患者氏名	様
受診科	_____			
請求期間	年 月 日～ 年 月 日			
費用区分	_____			
公費区分	_____			

保険		保険	
初・再診料	点	負担割合	割
入院料等	点	診療費負担金 ①	円
医学管理料等	点	食事療養費負担金 ②	円
在宅医療料	点	保険外負担	
検査料	点	文書料	円
画像診断料	点	一般健診料	円
投薬料	点	予防接種料	円
注射料	点	その他	円
リハビリテーション料	点	消費税	円
精神科専門療法料	点	小計 ③	円
処置料	点	前回未納額 ④	
手術料	点	請求金額	円
麻酔料	点	(①+②+③+④)	円
歯冠修復及び欠損補綴料	点	領収金額	円
歯科矯正料	点		
その他	点		
保険点数合計	点		

上記のとおり領収したことを通知します。

年 月 日

高知県立療育福祉センター長 様

高知県立療育福祉センター 出納員 (現金取扱員) 印



その2 (領収済通知書)

No. _____		領収済通知書		年度	
診療日	年 月 日	一般会計 款	使用料及び手数料	一般会計 款	諸収入
氏名	様	発行日	年 月 日	発行日	年 月 日
患者番号		保険種類		保険種類	
		負担割合	割 本人・家族	負担割合	割 本人・家族

	保険適用	保険適用外		
初・再診料	点	円		円
医学管理等	点	円		円
在宅医療	点	円		円
投薬	点	円		円
注射	点	円		円
処置	点	円		円
手術	点	円		円
麻酔	点	円		円
検査	点	円		円
画像診断	点	円		円
リハビリテーション	点	円		円
精神科専門療法	点	円		円
放射線治療	点	円		円
病理診断	点	円		円
入院料等	点	円		円
合計点数	点			

自費計	円
-----	---

公費一部負担金	円
---------	---

調整金	円
-----	---

今回請求額	円
前回請求額	円
合計請求額	円
今回入金額	円

保険分負担金額	円
---------	---

保険適用外金額	円
---------	---

上記のとおり領収したことを通知します。

年 月 日

高知県立療育福祉センター長 様

高知県立療育福祉センター 出納員 (現金取扱員) 印

その3 (領収証書原符)

No. _____		領収証書原符		年度	
請求期間	年 月 日～ 年 月 日	一般会計 款	使用料及び手数料	一般会計 款	諸収入
氏名	様	発行日	年 月 日	発行日	年 月 日
患者番号		保険種類		保険種類	
		負担割合	割 本人・家族	負担割合	割 本人・家族

	保険適用	保険適用外		
初・再診料	点	円		円
医学管理等	点	円		円
在宅医療	点	円		円
投薬	点	円		円
注射	点	円		円
処置	点	円		円
手術	点	円		円
麻酔	点	円		円
検査	点	円		円
画像診断	点	円		円
リハビリテーション	点	円		円
精神科専門療法	点	円		円
放射線治療	点	円		円
病理診断	点	円		円
入院料等	点	円		円
合計点数	点			

自費計	円
-----	---

食事・生活負担額	円
公費一部負担金	円

室料差額	円
------	---

調整金	円
-----	---

今回請求額	円
今回入金額	円

保険分負担金額	円
---------	---

保険適用外金額	円
---------	---

食事療養	円
生活療養	円

年 月 日領収

その 3 (領収証書)

No. \_\_\_\_\_

領収証書

年度

請求期間 年 月 日～ 年 月 日

氏名 様 発行日 年 月 日

患者番号 保険種類

負担割合 割 本人・家族

	保険適用	保険適用外		
初・再診料	点	円		円
医学管理等	点	円		円
在宅医療	点	円		円
投薬	点	円		円
注射	点	円		円
処置	点	円		円
手術	点	円		円
麻酔	点	円		円
検査	点	円		円
画像診断	点	円		円
リハビリテーション	点	円		円
精神科専門療法	点	円		円
放射線治療	点	円		円
病理診断	点	円		円
入院料等	点	円		円
合計点数	点			円
食事療養	円		室料差額	円
生活療養	円			
保険分負担金額	円		調整金	円
保険適用外金額	円		今回請求額	円
			今回入金額	円

食事・生活負担額 円

公費一部負担金 円

上記のとおり領収しました。

年 月 日

高知県立療育福祉センター 出納員 (現金取扱員) 印

※領収証書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。  
 ※診療明細書は無料で発行しています。

その 3 (領収済通知書)

No. \_\_\_\_\_

領収済通知書

年度

請求期間 年 月 日～ 年 月 日

氏名 様 発行日 年 月 日

患者番号 保険種類

負担割合 割 本人・家族

	保険適用	保険適用外		
初・再診料	点	円		円
医学管理等	点	円		円
在宅医療	点	円		円
投薬	点	円		円
注射	点	円		円
処置	点	円		円
手術	点	円		円
麻酔	点	円		円
検査	点	円		円
画像診断	点	円		円
リハビリテーション	点	円		円
精神科専門療法	点	円		円
放射線治療	点	円		円
病理診断	点	円		円
入院料等	点	円		円
合計点数	点			円
食事療養	円		室料差額	円
生活療養	円			
保険分負担金額	円		調整金	円
保険適用外金額	円		今回請求額	円
			今回入金額	円

一般会計 款 使用料及び手数料

一般会計 款 諸収入

発行日 年 月 日

保険種類

負担割合 割 本人・家族

食事・生活負担額 円

公費一部負担金 円

上記のとおり領収したことを通知します。

年 月 日

高知県立療育福祉センター長 様

高知県立療育福祉センター 出納員 (現金取扱員) 印

<p><b>高知県告示第706号</b> 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成28年12月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 安芸郡北川村久木字久木山921の16</p> <p>2 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>3 解除の理由 指定理由の消滅</p> <p><b>高知県告示第707号</b> 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成28年12月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 安芸郡馬路村魚梁瀬字一ノ谷山817の11</p> <p>2 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>3 解除の理由 指定理由の消滅</p> <p><b>高知県告示第708号</b> 次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。 平成28年12月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 安芸郡馬路村魚梁瀬字一ノ谷山817の11</p> <p>2 保安林として指定された目的 公衆の保健</p> <p>3 解除の理由 指定理由の消滅</p> <p><b>高知県告示第709号</b> 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成28年12月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p>	<p>平成6年2月農林水産省告示第235号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第710号</b> 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成28年12月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成7年1月農林水産省告示第73号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第711号</b> 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成28年12月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成7年1月農林水産省告示第100号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興</p>	<p>・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第712号</b> 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成28年12月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 平成7年2月農林水産省告示第222号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第713号</b> 平成28年10月高知県告示第598号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容に関係市役所及び安田町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成28年12月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 安芸市穴内甲72番地6 イ 氏名 野町 敦子 (2)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町小川10番地 イ 氏名 三谷 金吾 (3)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町中ノ川652番地 イ 氏名 西岡 喜代一 (4)ア 登記簿記載の住所</p>
--	--	---

